労働総研 ニュース

No.437
2026年11月号
（2026 年11月25日発行）

発 行　一般社団法人労働運動総合研究所（労働総研）　office@rodosoken.com
〒102-0093　東京都千代田区平河町1-9-1　メゾン平河町501
☎・Fax　（03）3230-0441　労働総研HP👉 https://rodosoken.com/hp/

中連が総会を開催

10 月 30 日全労連会館において労働法制中央連絡会（中連）が、2026 年度総会を開催しました。

冒頭挨拶で竹下武代表委員（全労連事務局次長）は、経団連の５月の提言で「労働時間をベースとしない処遇」を広げるために、裁量労働制の拡充が不可欠だとしていることにふれ、「財界の狙いを許さずに闘いを強めていこう」と呼びかけました。

続いて、土井直樹事務局長が議案を説明しました。労働法制改悪を許さない闘い、「時短を求める一斉アクション」への結集、ＩＬＯ（国際労働機関）１９０号条約の早期批准などを提起しました。

討論では、日本マスコミ文化情報労組会議（ＭＩＣ）の代表から報道現場で働く記者の長時間労働の現状が報告され、働くもののいのちと健康を守る全国センターの代表からは「労働基準監督署の労働時間指導『見直し』は、撤回を求めたい」との決意が述べられました。

総会の最後に次期役員が提案され、代表委員として労働総研の松丸代表理事も承認されました。

総会の後に行われたミニシンポジウム労働時間規制緩和で労働者の働き方はどう変わるか」では、３人のパネリストが登壇しました。明治大学名誉教授で過労死防止学会前会長の黒田兼一氏は、「裁量労働制の適用拡大によって、労働時間は増え、心身へのリスクが高まるのは明らかだ。時短こそ必要だ」と強調しました。２ 番目に自由法曹団の岸朋宏弁護士が「裁量労働制黒書」の事例を詳しく説明し、３ 番目の寺園道江全労連女性部事務局長が運動の取り組みを報告しました。ミニシンポジウムは、コーディネーターの三木綾一前 JMITU 委員長の司会により活発な議論のうちに終えました。


労働総研代表理事　松丸和夫氏

－目次－

中連が総会を開催　1
来春闘に向けた労働団体の構えと要求　2
労働トピックス　3
国会情勢　3
27国民春闘白書を発行　4
研究活動報告　4
JMITUが10周年記念レセプションを開催　5
労働総研活動日誌　6
第3回理事会のご案内　6



左から、三木綾一氏、黒田兼一氏、寺園道江氏、岸朋宏氏

来春闘に向けた労働団体の構えと要求

（1）全労連・国民春闘共闘

全労連や純中立でつくる国民春闘共闘委員会は 10 月 20 日、2027 年国民春闘方針構想案を公表しました。構想案の柱は、高市政権下で強められる改憲と「戦争する国づくり」の阻止、大幅賃上げです。

方針構想案について九後健治事務局長は、「平和な社会と現行憲法があることで、安心して日々を送り労働者は要求できる。高市政権下で進められている憲法改悪の動きと『戦争する国づくり』をきちんと見据える必要がある」と述べ、物価高が続く一方、最賃の政府目標の後退や、労働時間規制の緩和など「より安く、より使いやすい労働者をつくる」という現政権の狙いを指摘しました。そのうえで、改憲阻止と大幅賃上げを柱に据える構えを説明しました。

賃上げ要求については、10%以上とし、最低賃金要求では「いますぐ全国一律１８００円以上」を提案しています。

また、「非正規春闘」「ケア労働者の大幅賃上げ」に引き続き取り組むとしています。なお、集中回答日は３月 10 日。翌日には全国統一行動を配置する予定となっています。

16 日に都内で開かれた 2027 年国民春闘共闘委員会の発足総会では、「回答が出てから闘い方を考えるのではなく、あらかじめこの回答では納得できないから、スト、統一行動を配置するという春闘にしていく。労働組合主導の春闘に変えていきたい」（生協労連）などの決意が述べられました。

（2）連合

連合は 10 月 22 日、2027 春季生活闘争基本構想を確認しました。賃上げの獲得目標では、要求指標を従来の「５%以上」に加え、「６%中心」を新たに据えました。今後４年で賃金を 15%引き上げる中期の水準目標も初めて設けています。

連合は 24 春闘以降、５%以上の要求指標を掲げてきました。2030 年までに日本の賃金を主要国最下位から脱却させるため、実質賃金の改善１%以上の維持をめざすとしています。

その実現のために、基本構想では「６%中心」を新設し、連合全体の底上げを図るために「５%以上」の下限となる指標を残しています。

26 春闘では、主要産別の多くが６%を要求に掲げていました。一方、回答が５%未満の組合は全体で 57%もあり、この引き上げを強く意識しています。

中小労組については、「２万円以上・６%以上」を目安としました。４年前の賃金水準と比べて 12%以上増えていない場合は、実質賃金を確保できていないとして、その回復を求める方針も掲げています。なお、有期・短時間・契約などの労働者の要求目安は昨年と同じく「７%」としています。

さらに、「未来づくり春闘」評価委員会報告を踏まえ、2030 年に到達すべき中期の賃金水準目標を初めて設定しています。

厚生労働省の賃金センサスを基に４年間で15%ベースアップする水準として「中位数水準、35 歳・36 万円」「第１四分位水準、30 歳・29 万円」などを示しています。

労働トピックス

10 月 14 日　労政審労働条件分科会

労働政策審議会労働条件分科会が 10 月 14 日に開かれました。分科会では、「労働契約承継法における通知等の電子化について」と「勤務間インターバル」「つながらない権利」などが論点とされました。

☞こちら

10 月 21 日　衆議院厚生労働委員会で上野厚労大臣があいさつ

第２次高市政権発足で再び任命された上野厚労大臣が衆議院厚生労働委員会であいさつを行い、厚生労働行政の取り組みを説明しました。☞こちら

10 月 22 日　第１回ＡＩ・デジタル改革推進会議が開催

木原稔官房長官を議長とする第１回ＡＩ・デジタル改革推進会議が開催されました。会議は急激な人口減少に対応し、我が国の経済成長の実現や公共サービスの維持・強化を図るため、ＡＩによるリスクの最小化を前提に、ＡＩ・デジタルの徹底活用による社会変革（ＡＸ／ＤＸ）を推進するとしています。

☞こちら

10 月 23 日　労政審労働条件分科会

労政審労働条件分科会が開催され、裁量労働制を中心に議論されました。

☞こちら

10 月 30 日　労政審労働条件分科会

労政審労働条件分科会が開催され、法定休日、連続勤務規制、兼業・副業に関する議論が行われました。

11 月 06 日　中連などが厚生労働省要請を実施

全労連、国民春闘共闘委員会、労働法制中央連絡会は、労働行政の機能強化と労働時間規制強化を求めて厚生労働相に要請を実施しました。要請では、厚労省が見直した時間外労働の監督指導について「長時間労働を合法的に行えるよう『抜け道を指南する指導』を行うことになりかねない」と強い懸念を示しています。

要請書は、政府が日本成長戦略として財界の主張を取り入れ、裁量労働制の対象業務拡大や労働移動などを進めようとしていると指摘。残業代の支払いをせずに労働者を長時間労働させることが目的だとしています。

国会情勢

第 222 回臨時国会は、10 月 5 日に招集され、12 月 12 日までの 69 日間を会期としました。今臨時国会の焦点は、「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」です。

法案は、10 月 9 日に国会に提出され、10 月 20 日に本会議で趣旨説明された後、財務金融委員会に回付されました。

財務金融委員会では、10 月 21 日に趣旨説明が行われ、30 時間あまりの審議で 11 月 6 日に採決が行われ、同日の本会議で可決されました。法案の審議で野党は高

市首相の出席を求めましたが、わずか１時間の集中審議に応じただけとなりました。

高市早苗首相は６日午前に委員会へ出席し、野党の質問を受けました。支援金の対象は現役勤労者の「少なくとも３割以上」とし、年収 350 万円を上限とする要件も「もう少し幅広く考えている」と初めて言及しました。しかし、この考え方を前提にした給付額や必要財源の試算を示し、議論を深める時間はありませんでした。そもそも、財源や制度の具体像を繰り返し問われても、政府側は「年末の予算編成過程で決める」との説明に終始しており、富裕層にも恩恵が及ぶ減税の費用対効果や副作用への懸念も置き去りのままです。

野党は「具体的な数字が示されないままの採決は、憲政史に禍根を残す」などと、批判を強めています。

27 国民春闘白書を発行
職場で・地域で活用を

労働総研・全労連は、2027 年国民春闘白書を発行しました。国民春闘白書は、全労連との共著で毎年発行しています。

労働組合が春闘をたたかうにあたり、「職場討議資料の作成や要求書の作成、学習会の資料などに不可欠の１冊」と毎年好評を得ています。最低賃金が全国加重平均で 1100 円を超えましたが、依然として地域間格差は大きいものがあります。一方、不安定就業労働者が増え、「労使自治」を口実に労基法破壊が企まれている今日、労働組合が春闘をたたかううえで必要な、賃金、労働時間、雇用のルール、中小・零細企業の経営状態、大企業の内部留保などの必要なデータが満載されています。2027 年春闘の力強い味方となる一冊です。

また、労働運動のみならず、業者運動や農民運動、社会保障、環境、平和、民主主義をまもる運動など、各分野の政策立案や宣伝物の作成にとっても役立つ１冊となっています。

2027 国民春闘白書は、全労連・国民春闘共闘委員会九後事務局長の総論に続き、以下の項目で構成されています。

Ⅰ　私たちをとりまく経済情勢
Ⅱ　賃金の底上げであらゆる賃金格差の縮小を
Ⅲ　安心して働き続けられる職場の確立をめざす
Ⅳ　公共を取り戻し、安心・安全な社会を
Ⅴ　憲法を生かし持続可能な社会の構築を
Ⅵ　主要企業の内部留保分析
Ⅶ　春闘基本統計（時系列、地域別、歴年の賃上げ）



「参考：2026 年国民春闘白書（前年版）」

『2027 年国民春闘白書』は、12 月 7 日発売予定です。価格は 1 冊 1320 円（税込）。お求めは、お近くの書店または学習の友社までお願いします。
学習の友社
https://roukyoukyou.wixsite.com/gakutomo

研究活動報告

労働政治研究部会報告

10 月 22 日、第 13 回労働政治研究部会が開催されました。参加者は 5 名（うちオンライン参加 1 名）でした。

部会の前半では、労働者の過半数代表について、①毛塚勝利「労使関係法制としての過半数労働者代表制の整備のあり方」（『季刊労働法』293 号所載）、②國武英生「過半数代表制のこれまでとこれから」（同）をもとに、労働組合と過半数代表の歴史、現状、今後のあり方をめぐって議論が行われました。過半数代表と労働組合がそれぞれどのように役割分担すべきか、その際の根拠ないし論理はどうあるべきかについて、外国の事例も踏まえて活発な議論が行われました。

後半は、前半の議論を踏まえて「集団的労使関係のあり方についての全労連の提言（案）」について議論がされました。また労政審の動向についても貴重な発言がありました。

（報告者：部会代表　赤堀正成）

女性労働部会の報告

10 月 29 日、女性労働部会が開催され、研究者の澤木朋子さんが「オーストラリアにおける最低賃金決定と女性集中職種の過小評価是正――2026 年年次賃金審査から FWC（公正労働委員会）による『仕事の価値』の見直しへ」と題して報告しました。

オーストラリアでは、FWC が産業・職種別の最低賃金や労働条件を定めるモダンアワードの審査・改定を行っています。モダンアワードは企業を超えて適用される法的な最低基準であり、労働者の賃金や労働条件を保障する役割を担っています。報告では、こうした賃金決定制度の仕組みと、2026 年の年次賃金審査の結果が紹介されました。全国最低賃金は週 1,004.90 豪ドル、時給 26.44 豪ドルに引き上げられました。また、モダンアワードの最下位に位置づけられる C14・C13 の職務分類についても、低賃金の是正に向けた見直しが進められています。

さらに、女性が多く従事する職種では、仕事に必要な技能や責任、労働条件などが賃金に十分反映されず、その価値が過小評価されてきたことが説明されました。FWC は、こうしたジェンダーに基づく過小評価を是正するため、仕事の価値（work value）を審査し、その結果を職務分類や最低賃金の見直しにつなげる取り組みを進めています。介護などのケア労働に加え、看護師や客室乗務員などの職種についても審理が進められており、女性集中職種の賃金格差是正が重要な課題となっています。

質疑では、FWC の権限や賃金決定の仕組み、個人による申立ての可能性、日本企業における人事評価制度や成果主義の問題などについて意見が交わされました。また、

オーストラリアではパートタイム労働者にも原則として同じ職務分類に対応する時間当たりの最低賃金が適用され、カジュアル雇用には原則として割増賃金が設定されるなど、日本との制度上の違いについても議論されました。女性集中職種の仕事の価値を公的機関が審査し、賃金や職務分類の見直しにつなげるオーストラリアの取り組みを通じて、日本における賃金格差是正の課題や、公的な賃金決定制度の役割について考える機会となりました。
（女性労働研究部会代表：日野徹子）

JMITUが10周年記念レセプションを開催

2026年10月15日、JMITU統一10周年の記念レセプションが、東京ガーデンパレス天空の間で開催されました。全日本金属情報機器労組JMIUと通信産業労組の組織統一から10年を祝い、団結と運動の発展を願う集いには、会場がいっぱいになるほど多数の参加者が集まりました。

レセプションの冒頭で主催者挨拶をした泉田隆徳委員長は、「不当な差別や合理化から徹底して権利を守り抜いてきた歴史や、要求で団結する民主的な原則など二つの労働組合に共通する特徴があったからこそ統一できた」と振り返りました。来賓としてあいさつした黒澤幸一全労連議長は、JMIUの時代から要求に基づき、ストライキを構えて勝ち取ってきた成果の積み重ねとたたかう流れが全労連全体の運動を牽引してきたと高く評価しました。併せてJMIU組合員の丸子警報器でのたたかいによって、非正規差別を許さない格差是正の大きな流れを作ってきたことも述べました。

JMITU弁護団の大熊正和弁護士、日本共産党の辰巳孝太郎衆議院議員からも来賓としてあいさつしました。なお、紙智子前参議院議員も列席しました。

最後に、生熊茂実元委員長があいさつを行い、労働争議や統一闘争によって蓄積してきた財産を生かしJMITUをさらに発展させようと呼びかけました。

労働総研活動日誌

10月29日（木）　女性労働研究部会
10月29日（木）　研究委員会
10月30日（金）　中連シンポジウム・総会
11月05日（木）　事務局会議
11月13日（金）　企画委員会
11月21日（土）　「ジョブ型の幻想」出版記念シンポジウム

第3回理事会のご案内

第3回理事会を以下のとおり開催します。重要事項の決議を行うため、3分の2以上の出席が必要となっております。理事・監事のみなさまにおかれては、万障お繰り合わせの上、ご出席をお願いします。

日時　2026年12月20日（日）10時～12時
場所　完全オンライン方式による開催
（議案とZoomのご案内をすでにお送りしています）
（出欠報告の締切は12月10日です）
議題　中間事業報告、中間会計報告、入退会の承認、財産処分案など